

令和 2 年 第 7 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

## 令和 2 年 第 7 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 2 年 7 月 3 1 日 (金) 午後 4 時 3 0 分 閉 会 令和 2 年 7 月 3 1 日 (金) 午後 4 時 5 6 分					
場 所	共和町役場 2階 大会議室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	1 1	上 川 洋 一	出席
	2	高 野 孝 志	出席	1 2	北 井 清 春	出席
	3	森 孝 之	出席	1 3	石 田 吉 光	欠席
	4	高 橋 正 志	出席	1 4	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	1 5	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	出席	1 6	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	1 7	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	1 8	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	1 9	浦 口 義 之	出席
1 0	熊 原 正 雄	出席	2 0	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	小 嶋 将 史	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	1 0 番 熊 原 正 雄 委員			1 7 番 児 玉 和 幸 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					報告承認
第 3	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について					許可相当
第 4	議案第 2 号 現況証明願					全件証明可

(午後 4 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

ただいまから令和 2 年第 7 回共和町農業委員会総会を開催致します。  
13 番 石田委員から欠席の申し出がなされております。  
現在の出席委員数は 19 名で、定足数に達しており、総会は成立して  
ございます。  
次に、本総会に提出された議案については、お手元に配付した議案綴  
のとおり、報告 1 件、議案 2 件の合計 3 件でございます。  
なお、本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第 14 条の規定により、10 番  
熊原委員および 17 番 児玉委員を指名致します。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適  
格法人の定期報告について」を議題と致します。

事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

なお、農地を買うことが認められている法人、いわゆる「農地所有適  
格法人」の要件は、「法人形態」、「事業の種類」、「構成員数」、「  
業務執行役員数」、「農作業の常時従事」、以上の 5 要件をすべて満た  
していなければなりません。以上、報告のあった 1 法人は、先程説明し  
た 5 要件をすべて満たしていると考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

よって、「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告に  
ついて」は報告済と致します。

◎日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長

今回の転用申請は 1 件です。

(議案第 1 号、議案書を朗読)

転用位置図で、概要を説明致します。

役場から北西に 2.5 ㍓、国道 276 号線、いわゆる岩内共和道路を  
北に横断、岩内共和道路と平行する町道大谷地横断線から、申請人宅を

北に入り、未舗装の町道第四線沿いに位置し、申請地は、ほぼ図の中央に網掛けをしております。申請人宅に隣接する納屋の老朽化、ならびに、敷地と納屋が手狭となったため、農業用倉庫の建設のほか、トラックや農業用機械を駐車する作業場、また、作業機械や鉄製コンテナなどの置き場とするものです。申請地の、前田822番地は、昭和44年の換地処分によって割り当てられたものでありまして、今回、転用面積が1,000㎡を超えていますが、土地の状況、建物の配置ならびに、付随する底地の利用状況を考慮した結果、1筆すべてを転用する申請となっております。申請地は、都市計画区域外で、農地区分は、「農用地区域内農地」であるため、用途区分を「農地」から「農業用施設用地」への変更が必要でございます。なお、農用地区域内農地は、原則、転用許可できない農地であります。農業振興地域整備計画の変更によって、「農用地利用計画において指定された用途に供する」場合には、例外的に許可が可能となっております。現在、転用申請と併せて、共和農業振興地域整備計画において、1㍍以下の農業用施設を建設する場合における「軽微な変更」の手続きを進めており、変更が承認される見込みでございます。申請人の所有地に、適当な土地がなく、施設の立地条件から、居住地に隣接する当該農地を選択、また、転用による周囲への影響がないことなど、これらを勘案したとき、当該地の選定は、やむを得ないと考えます。現地調査は、上川委員、森孝之委員、川上委員の3名で、先々週、17日の金曜日に実施致しました。なお、北海道農業会議への意見聴取は30㍍以下の農地転用案件のうち、農業用施設の転用は、除外対象でありまして、意見聴取は不要のため、許可日は、農業振興地域整備計画の「軽微な変更」承認後の8月11日を予定してございます。

- 議長                    なお、1番は、浦口委員に関する件でございます。  
                              会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により退席をお願い致します。
- (浦口委員 退席)
- 議長                    それでは、説明が終わっておりますので、ご質疑を受けます。  
                              質疑ありませんか。
- (「質疑なし」の声)
- 議長                    質疑なしと認めます。  
                              これより、採決致します。  
                              申請のとおり、許可を与えることに異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長                    異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。  
                              浦口委員は着席願います。
- (浦口委員 入室)
- 議長                    浦口委員の案件については、許可を与えることに決定致しました。  
                              (浦口委員 着席)

○議長

次に、日程第4、議案第2号「現況証明願について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長

今回の願出は5件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

現況証明位置図で、概要を説明致します。

番号1、願出人、名城典子氏の申請地でございます。役場から北東へ約5.5<sup>＊</sup>、稲穂峠下の開発局の国富除雪ステーションを共和寄りに約250<sup>＊</sup>行った国道5号線沿いに申請地があり、図の右下に、網掛けをしております。昭和22年、自作農創設特別措置法による売渡で取得、幾度かの相続登記を経て、本年5月、現在の申請人が所有しております。今般の「現況証明願」にあつては、小樽開発建設部の用地課を通じて提出されました。申請地は、都市計画の区域外、農業振興地域は、農用地区域外で、多面的支払の農地には、該当しておりません。現地の状況ですが、道路から離れたところは樹木が、国道に近いところは雑草が繁茂しております。現地調査は、新井委員、渡委員、澤田委員の3名で、今月7日、火曜日に実施を致しました。調査の結果、非農地化から、相当長い年数が経過し、土地の状況を考慮したとき、農地の利用を確保する重要度は、極めて低いと見込まれるため、願出は妥当と考えます。なお、地目変更後は、現在、事業が行われている高規格道路、余市共和間の「倶知安余市道路」建設に係る用地処理を行うと伺っております。

番号2、願出人、元永久雄氏の申請地でございます。役場から東北東へ約6.5<sup>＊</sup>、国道5号線から町道セトセ線を北東へ約2.5<sup>＊</sup>入った町道沿いに申請地があり、図の中央下に、網掛けをしております。昨年8月、前の所有者である父親が死去、その後、すぐに相続登記を行い、現在の申請人が所有してございます。申請地は、都市計画の区域外、農業振興地域は、農用地区域外で、多面的支払の農地には、該当しておりません。現地の状況ですが、飛び地となっているため、申請地2-1から2-3と表示してございます。はじめに、中央左にある2-1ですが、セトセ川の右岸にあり、既に山林化している状態です。次に、中央から下にかけての2-2、2-3ですが、平坦で、雑草が繁茂し、ところどころ樹木がある状態でございます。現地調査は、新井委員、渡委員、澤田委員の3名で、今月7日、火曜日に実施を致しました。調査の結果、非農地化から、長い年数が経過し、土地の状況を考慮したとき、農地の利用を確保する重要度は、極めて低いと見込まれるため、願出は妥当と考えます。なお、地目変更後は、「利用する予定がないため植林したい」との意向をお持ちでございます。

番号3、願出人、植野正毅氏の申請地でございます。役場から西へ約5.5<sup>＊</sup>、国道276号線沿いの老古美にある、紳士服のはるやま、ならびに、あさのホール絆の裏手に申請地があり、図の中央下に、網掛けをしております。平成4年、売買によって、現在の願出人が所有し、本年6月に、分筆登記を行っております。申請地は、都市計画区域内で用

途地域に指定されていない白地、また、農業振興地域は、農用地区域外でありまして、多面的支払の農地には、該当しておりません。なお、本年6月、転換畑への申請をし、認定を受けてございます。現地の状況ですが、平坦で、草地の状態となっております。現地調査は、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で、今年9日、木曜日を実施を致しました。調査の結果、非農地化から、長期間が経過し、土地の状況を考慮したとき、農地の利用を確保する重要度は、極めて低いと見込まれるため、願出は妥当と考えます。なお、地目変更後は、「未定」と伺っております。

次からの番号4、ならびに番号5は、願出人、共和町長、いわゆる「町有地」、宮丘の「旧採草用地」、南幌似の「旧町営牧場」の非農地化に関する案件でございます。この案件については、先月の所管事項調査で、現地において、説明を致しましたが、改めて、経過や事務手続などをお話し致します。「旧町営牧場」は、昭和43年度から48年度にかけて、南幌似の上中の川地区に約72㌔を整備、加えて、昭和58年度には、飼育頭数の増加に伴い、宮丘の柏木地区に、約7㌔の採草場を設置し、本町の畜産振興における主要な施設でございました。昭和60年度に、入牧頭数のピークとなって以降、経営環境の変化や、畜産農家の高齢化などによって、入牧頭数の減少が進み、牛の利用は平成16年度、また、馬の利用は平成26年度が最後でありまして、平成28年度からは、牧場の利用を休止してございます。その後、民間事業者による、利活用に向けた調査が行われましたが、諸条件の面で、活用までには至りませんでした。町として、利活用にあつては種々検討してきましたが、今後も「牧場としての活用は見込めない」と判断し、当初から、考えとしてあつた「造林事業」の実施を優先しつつも、比較的条件の良い場所は、適正な維持管理しながら、民間事業者の利活用も並行して検討を進めるとしたところでございます。牧場跡地において「造林事業」を進めるためには、「牧場」としての用途廃止をする必要があつたため、本年3月の町議会定例会において、「牧場条例の廃止」ならびに「使用料徴収条例の改正」を議決、それらの土地を「行政財産」から「普通財産」として、引き渡しを進めてございます。次に、「非農地化に向けた事務手続」であります。「旧町営牧場」ならびに「旧採草用地」の「非農地化」の手続にあつては、北海道農業会議、後志総合振興局の農務課と、それぞれ事前打ち合わせを行い、確認をしてございます。現状、「旧町営牧場」にあつては、全て「農業振興地域」の「農用地区域」が設定されております。なお、宮丘の「旧採草用地」は、全て「農振・白地」でございます。先程「造林事業の実施」とお話ししましたが、いわゆる「植林」に係る「農地転用」の考え方ですが、「農用地区域内農地」は原則、転用不可でありまして、仮に、農業振興地域を除外した場合、立地条件などによって、10㌔以上の一団地を形成する「第1種農地」に該当する可能性が非常に高いため、森林法第25条に指定される「保安林」のみ、例外的に許可できるとされ、ほぼ「転用」での「植林」は、困難でございます。なお、「農振・農用地区域内」では、

「柿」「梨」「りんご」など、くだものなる木、いわゆる「果樹」以外を植えることができません。先般から説明している「植林」とは、「くだものならない木」を植えることとしておりますので、そのためには、「農振・農用地区域」の除外をしなければ、果樹以外の「植林」ができない状況でございます。そこで、果樹以外を植林する、いわゆる「造林事業」を行うためには、「農振・農用地区域」を除外する前段として、農業委員会が、これら牧場、採草用地が、今後も農地の利用が見込めないとの、非農地の判断をして、登記地目の変更を認める、いわゆる「現況証明願」の交付決定が必要でございます。本総会において「現況証明願」交付の決定後、同じ産業課の農業振興係で行う事務、「農振地域の除外」の手続きであります。また、「現況証明」交付の事実をもって、「農振・除外」にあたり、北海道知事に申請する前段、振興局の農務課へ事前協議を行います。それと並行して、「農振地域整備計画」の見直し、いわゆる「農振・除外」に関して、農業委員会に対して、意見を求められます。この意見聴取ですが、この「現況証明」が本総会で決定された場合、来月、8月総会での提案予定でございます。では、番号4ならびに番号5の概要をお話し致します。

番号4、宮丘の「旧採草用地」でございます。役場から北西へ約8.5<sup>キロメートル</sup>、国道229号線から、町道八万線に入って、その町道八万線を挟んだ、道路の西側は、山裾を南北に、東側は、農業開発センターの北東側に申請地があり、図のやや中央に、網掛けをしております。申請地は、都市計画区域外、また、農業振興地域は、農用地区域外でございます。現地の状況ですが、採草地であったところは、肥培管理を行っていないため、雑草が繁茂し、ところどころ樹木が生い茂り、場所によっては、山林化してございます。現地調査は、小野委員、藤田委員、中谷委員の3名で、今日10日、金曜日に実施を致しました。調査の結果、これまでの経過ならびに、土地の状況を考慮したとき、農地での利用を確保する重要度が極めて低いため、願出は妥当と考えます。

番号5、南幌似、上中の川の「旧町営牧場」でございます。役場から南南西へ約3<sup>キロメートル</sup>、道道老古美小沢停車場線、いわゆる基線沿いから、南方向に申請地があり、図のやや上から中央下にかけて、網掛けをしております。なお、「旧町営牧場」の申請地にあつては、通常は、登記地目が「田」「畑」「牧場」、いわゆる農地といわれる地目のみの申請となりますが、後志総合振興局の農務課から、「農振・除外」の手続きにあつて、議案の表にも記載のとおり、登記地目が「牧場」のほか、「原野」「雑種地」「公衆用道路」など、農地以外の地目も含め、「旧町営牧場」に係るすべての土地について、「現況証明願」への記載を求められたものでございます。申請地は、都市計画区域外、また、農業振興地域は、すべて農用地区域内でありまして、現地の状況ですが、放牧地であったところは、肥培管理を行っていないため、雑草が繁茂し、ところどころ樹木が生い茂り、場所によっては、すでに山林化してございます。現地調査は、高野委員、澤田委員、川上委員の3名で、今日8日、水曜日に実施を致しました。調査の結果、これまでの経過ならびに、土

地の状況を考慮したとき、農地での利用を確保する重要度が極めて低い  
ため、願出は妥当と考えます。

○議長

説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願出のとおり、証明を与えることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

#### ◎閉会宣言

○議長

以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。

よって、令和2年第7回共和町農業委員会総会を閉会致します。

(午後 4 時 5 6 分 閉会)



農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 2 年 7 月 3 1 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員10番 熊 原 正 雄 印

議事録署名委員17番 児 玉 和 幸 印